



旅行事業者・宿泊事業者
関係者外厳秘

＜旅行事業者・宿泊事業者用マニュアル＞

実施期間 : 令和3年 11月24日(水) ~ 令和4年 2月28日(月)まで

クーポン付与



宿泊・周遊旅行割引

(対象地域拡大について)
令和4年1月4日(火)から、
京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民の方も
キャンペーン利用対象者となります。

※新型コロナウイルス感染症の再拡大等、感染状況によって、
実施期間を変更または中止する場合があります

大阪いらっしやいキャンペーン2021事務局

受付時間: 平日 10:00~18:00
＜土・日・祝休業、12/29(水)~1/3(月)休業＞

コールセンターTEL: 06-7167-6928
専用ホームページ: <https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

<目次>

1. 事業概要

(1) 概要説明	 P2～3
(2) 事業全体図	 P4
(3) 付与クーポン、宿泊・周遊割引額	 P5
(4) クーポン加盟店舗の参加資格	 P6
(5) クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの	 P7
(6) おおさかPAYについて	 P8～9

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務

(1) 参画要件・責務等	 P10～13
(2) 事務局からの案内物	 P14
(3) 対応フロー	 P15～40

3.

(1)

(2)

4.

(1)

(2)

当項目については、
管理画面よりマニュアルをダウンロードし
ご確認下さい。

1. 事業概要 (1) 概要説明

キャンペーン名	大阪いっしょいキャンペーン2021
事業目的	大阪府域へ来訪・周遊する旅行者の観光消費の喚起、並びに旅行機運の醸成を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援とする。
対象者	下記①②をいずれも満たすこと 【令和3年11月24日（水）から令和3年12月31日（金）まで】 ①大阪府民限定 ②ワクチン接種歴又はPCR検査等（※）で陰性で有ることが確認できた方、またはワクチン接種者と一緒に参加する同居人 ※PCR検査の他、抗原定量検査のみ対象（抗原定性検査は対象外） 【令和4年1月1日（土）から令和4年2月28日（月）まで】 ①大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民 （大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象） ②ワクチン接種歴又はPCR検査等（※）で陰性で有ることが確認できた方 ※PCR検査の他、抗原定量検査を推奨
実施期間	① 宿泊付きプラン 令和3年11月24日(水)から令和4年2月28日(月)宿泊(利用)分(予定)までを対象とする。 なお、令和4年2月28日(月)宿泊分のクーポン有効期間は、令和4年3月1日(火)までとする。 ② 日帰り周遊プラン 令和3年11月24日(水)から令和4年2月28日(月)帰着の旅行(予定)を対象とする。 ※実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。 ※新型コロナウイルスの感染症拡大等、感染状況によって、期間を変更または中止する場合がある。 ※また、旅行事業者・宿泊事業者独自で作成された制作物等の費用については負担しない。

1. 事業概要 (1) 概要説明

旅行事業者

【令和3年11月24日（水）から令和4年1月3日（月）まで】

① 宿泊付きプラン

大阪府内に事業所を有する旅行事業者（以下、「府内旅行事業者」という。）が取扱う受注型企画旅行、募集型企画旅行、手配旅行で宿泊を伴うプランを利用する大阪府民に対し、宿泊割引や旅行期間内限定かつ本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗（以下、「加盟店舗」という。）でのみ利用可能なクーポン券（※）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。
※旅行代金に応じてクーポン金額は変動

② 日帰り周遊プラン

府内旅行事業者が造成する大阪府内交通事業者（公共交通機関(※1)を除く）を活用した受注型企画旅行、募集型企画旅行を利用する大阪府民に対し、旅行割引や旅行期間内限定かつ加盟店舗でのみ利用可能なクーポン券(※2)であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。
※1 鉄道、路線バスのように予め発着時間が決められている交通機関
※2 旅行代金に応じてクーポン金額は変動

【令和4年1月4日（火）から令和4年2月28日（月）まで】

① 宿泊付きプラン

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が取扱う受注型企画旅行、募集型企画旅行、手配旅行で宿泊を伴うプランを利用する大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、宿泊割引や旅行期間内限定かつ加盟店舗でのみ利用可能なクーポン券（※）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。
※旅行代金に応じてクーポン金額は変動

② 日帰り周遊プラン

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が造成する受注型企画旅行、募集型企画旅行を利用する大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、旅行割引や旅行期間内限定かつ加盟店舗でのみ利用可能なクーポン券（※）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。
※旅行代金に応じてクーポン金額は変動

事業内容

宿泊事業者

【令和3年11月24日（水）から令和4年1月3日（月）まで】

大阪府内宿泊事業者が提供する宿泊プランや日帰りプランを利用する大阪府民に対し、宿泊等の割引や旅行期間内限定かつ本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗（以下、「加盟店舗」という。）でのみ利用可能なクーポン券（※）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。

※宿泊(利用)代金に応じてクーポン金額は変動

【令和4年1月4日（火）から令和4年2月28日（月）まで】

大阪府内宿泊事業者が提供する宿泊プランや日帰りプランを利用する大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、宿泊等の割引や旅行期間内限定かつ加盟店舗でのみ利用可能なクーポン券（※）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。

※宿泊(利用)代金に応じてクーポン金額は変動

1. 事業概要 (2) 事業全体図



利用者

大阪府民、京都府民、兵庫県民、
奈良県民、和歌山県民

(※大阪府民以外は、令和4年1月4日(火)以降対象)

旅行プランまたは宿泊プランを予約

旅行事業者／宿泊事業者

宿泊(旅行)代金が1人1泊(回)当たり3,000円(税込)以上の下記事業者が造成するプラン

【旅行事業者が造成】

- ・宿泊付きプラン
- ・日帰り周遊プラン

【宿泊事業者が造成】

- ・宿泊プラン
- ・日帰りプラン



または



旅行事業者／宿泊事業者

①宿泊・周遊割引

<宿泊・周遊割引>

1人1泊(回)につき旅行・宿泊代金の1/2割引
(割引額上限は5,000円)
※最大2連泊まで

②クーポン(おおさかPAY)の発行

<クーポン付与>

1人1泊(回)につき最大3,000円のクーポン配布
※クーポンは旅行期間中のみ有効
ただし、令和4年1月1日(土)～1月3日(月)に付与
されるクーポンに限り、旅行開始日の1週間後まで利用可能
(クーポンの受け取りは旅行・宿泊当日)

利用者

クーポン受取・現地確認実施(旅行・宿泊当日)

旅行事業者が造成

宿泊付きプラン

<宿泊付きプラン>
宿泊事業者が
チェックイン時に
お渡しする

日帰り周遊プラン

<日帰り周遊プラン>
旅行事業者/交通事業者
/旅行代表者のいずれかが
旅行出発時にお渡しする

宿泊事業者が造成

宿泊プラン

日帰りプラン

<宿泊・日帰りプラン>
宿泊事業者がチェックイン時に
お渡しする

※当日現地での実施項目

1. キャンペーン参加同意書の受領
2. 健康管理チェックを実施
3. クーポンの付与



実績に応じて支払い

利用実績の報告

クーポン加盟店舗にてお買い物
(おおさかPAY利用)

クーポン加盟店舗

<観光関連事業者>

(一例)



(飲食店) (小売店) (観光施設) (交通)

※日常使いとなりえる業態の店舗は対象外

キャンペーン
事務局

実績に応じて支払い

1. 事業概要 (3) 付与クーポン、宿泊・周遊割引額

実施期間 : 令和3年 11月24日(水) ~ 令和4年2月28日(月)まで

旅行代金(税込) 一人/泊(回)あたり ※1 ※2 ※3 ※4	宿泊・周遊割引(税込)	付与クーポン額
10,000円以上	5,000円	3,000円クーポン
9,000円~9,999円	4,500円	3,000円クーポン
8,000円~8,999円	4,000円	3,000円クーポン
7,000円~7,999円	3,500円	3,000円クーポン
6,000円~6,999円	3,000円	2,500円クーポン
5,000円~5,999円	2,500円	2,000円クーポン
4,000円~4,999円	2,000円	1,500円クーポン
3,000円~3,999円	1,500円	1,000円クーポン

- ※1 税金には消費税、入湯税、宿泊税を含む。
 ※2 手配旅行の場合、取扱料金を含めた金額を割引前料金の基準とする
 ※3 日帰りの場合は一人当たりの旅行代金
 ※4 販売元(OTA含む)が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や互助組合などで利用される補助金などの各種割引の利用が予め確認ができる場合、その割引適用後の旅行代金

例) 旅行代金(大人) 9,000円×2名と
旅行代金(小人) 4,500円×2名の場合

宿泊・周遊旅行割引

旅行代金から割引

【大人】9,000円-4,500円=4,500円(×2名)
 【小人】4,500円-2,000円=2,500円(×2名)
 合計: 14,000円

クーポン付与

【大人】3,000円×2名【小人】1,500円×2名
 合計: 9,000円分のクーポンを付与

14,000円の旅行代金(割引後)と9,000円分のクーポン付与により、
実質5,000円の負担!

1. 事業概要 (4) クーポン加盟店舗の参加資格

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者詳細は下記(1)及び(2)を参照

(1) 該当する事業者

下記①に該当の事業者は大阪府発行の「ゴールドステッカー」の認証店であること

下記②～⑭に該当の事業者は大阪府発行の「ブルーステッカー」の取得店であること

業種	例示
①飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコートなど
②小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店等 ※イトインが併設の場合、「クーポン利用を持ち帰りに限る」
③鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバス等
④海上運送	観光船、遊覧船等
⑤航空運送	遊覧飛行等
⑥レンタカー	レンタカーなど
⑦観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、温泉施設、水族館、観光農園、キャンプ場等
⑧体験型アクティビティ	乗馬、陶芸体験、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル等
⑨スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビー等
⑩劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演等
⑪文化施設	美術館、博物館
⑫タクシー	タクシー、ハイヤー等
⑬旅館・ホテル・旅行事業者	宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代等 ※クーポン付与または割引対象となっている旅行代金および宿泊代金自体に関する支払いは除く
⑭その他	

(2) 対象外の事業者

- ① 日常使いとなりえる業態の店舗
(コンビニ、スーパー、遊園施設、物流、フィットネス、スポーツ場、薬局、アパレル販売、駐車場など)
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届けの対象となる営業を営む店舗 (キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等)
- ③ 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 次頁記載の「おおさかPAYの使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- ⑦ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑩ その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けた場合は、対象事業者とすることができる。

1. 事業概要 (5) クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援という制度趣旨に鑑み、以下の商品・サービス等については おおさかPAYの使用対象としない。

- | |
|--|
| ①出資や税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等債務の支払い |
| ②有価証券、金券、その他商品券（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード）等の換金性の高いものの購入 |
| ③土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い |
| ④現金との換金、金融機関への預け入れ |
| ⑤風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い |
| ⑥特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの |
| ⑦クーポン付与または割引対象となっている旅行代金および宿泊代金自体に関する支払い |
| ⑧クーポンを利用するサービス等が大阪府内で完結しないもの |
| ⑨その他、事務局がおおさかPAYの使用対象として適当と認めないもの |

**クーポン加盟対象の事業者であっても、上記品目の決済については
クーポン利用の対象外となります**

1. 事業概要 (6) おおさかPAYについて

region PAY
(親アプリ)



おおさかPAY
(ミニアプリ)



【おおさかPAYとは】

regionPAY (※) のアプリを活用し、旅行期間内(宿泊プランの場合はチェックイン日からチェックアウト日までの期間)に加盟店舗のみで使えるキャッシュレス決済ポイント。

※ regionPAY (リージョンペイ) 各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリ。

【クーポン加盟店事業者(管理者)】
WEBブラウザから管理画面へアクセス、
必要な管理機能の使用が可能



【ユーザー】
いらしやいキャンペーンにて付与されたクーポン(QRコード)をアプリで読み
取った上で決済を行うことが可能



使用サーバー	AWS (EC2、ALB、RDS、Route53、VPC)
使用言語	HTML CSS PHP JQuery MySQL swift kotlin
SSL利用	あり
管理画面等 対応ブラウザ	Windows10:Microsoft Edge / Google Chrome / Firefox(いずれも最新) Mac OS Version11.4以上:Safari / Google Chrome / Firefox(いずれも最新) iPhone OS Version14.6以上:Safari(最新) Android OS Version8以上:Google Chrome(最新)
アプリ対象 OSバージョン	iOS 11.0以上 Android OS 5.0以上
2段階認証	firebase
アクセス解析ツール	あり (Google analytics)

1. 事業概要 (6) おおさかPAYについて

●おおさかPAY 利用イメージ (利用者) (アプリダウンロード～キャッシュレスポイントチャージまで)

利用者

1. 旅行・宿泊当日にクーポン (QRコード) を受取



おおさかPAYキャッシュレスポイント
読み込み用QRコード

region PAYアプリ
ダウンロード用QRコード

2. アプリDL



※初回は新規登録

3. ログイン



4. おおさかPAY 選択



5. QRコード読取 (もしくはコード番号入力)



6. チャージ完了



2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

本キャンペーンへの参画要件（旅行事業者・宿泊事業者）

旅行事業者

- （1）大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県（大阪府以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかの府県内に本社または営業所を有する旅行業登録のある法人又は個人であり、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業の登録をしている者。
 なお、OTA（※）事業者に関しては宿泊事業者向け募集要項をご確認の上、対象となる宿泊商品の要件をご確認下さい（旅行事業者登録を行う必要はない）。
 ※OTAとは、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

宿泊事業者

大阪府内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所及び民泊施設であり、以下のいずれかに該当する施設を対象とする。

- ①旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項の許可を受けて、第2条第2項から第4項の営業を行っている施設
- ②国家戦略特別区域法第13条第1項の規定により、特定認定を受けた国家戦略特別区域外国人滞在施設（いわゆる「特区民泊」）
- ③住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む施設（いわゆる「新法民泊」）
 ※ただし、以下の施設は除く。
 - ・国及び地方公共団体が管理または運営する施設
 - ・宗教法人が管理または運営する施設
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む施設及びその他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する施設

旅行事業者

- （2）大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」の登録を行い、当該ステッカーを施設内の見やすい所に掲出している施設。ただし、事業所内で対面での販売を行わない店舗は推奨とする。
 なお、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県（令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかの府県内に本社または営業所を有する旅行業登録のある法人または個人については、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づく感染防止対策を行っている事業者であることを条件とする。

宿泊事業者

大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」の登録を行い、当該ステッカーを施設内の見やすい所に掲出している施設。

旅行事業者

宿泊事業者

- （3）利用者にQRコード付きのクーポン券を発行し手交する必要があるため、PC環境及びプリンターの準備があること。
- （4）自己または自社の役員等が次のいずれかにも該当するものであってはならない。
- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
 - ②自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
 - ③暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
 - ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
 - ⑤その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者
- （5）政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、業種ごとに策定された「感染拡大予防ガイドライン」を実践するなど、自主的な感染防止のための取組みを進め、旅行者が安心して旅行に参加できる環境整備に努めること。
- （6）新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛等の要請等があった場合、事業の中止や期間の変更を行う場合があり、それに伴う一切の費用は事業者の負担となることに同意のうえ参画すること。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

旅行事業者

旅行事業者の責務等

- (1) 本マニュアルに基づき、クーポンの発行および精算業務等を行う。
※なおクーポンは管理者サイトより出力が可能。
- (2) 各プランにおける利用者へのクーポン等の発行および手交については、下記手順にて実施すること。
※対象プラン利用者以外の方に発行・手交しないこと。万が一、誤って発行等した場合は発行した額について費用の負担を求める。
 - ①宿泊付きプラン：
 - ・旅行事業者が該当宿泊施設へ必要な情報（宿泊者氏名・宿泊日・人数）の連絡を行う。
 - ・旅行代金に応じたクーポン等を発行するとともに該当宿泊施設へ電子メール等で送付する。
 - ・運転免許証又は保険証等の住所が確認できる書類により旅行参加者が大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかであることを確認すること。
 - ・観光庁の定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守すること。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>
 - ・該当宿泊施設へ参加者全員分の同意書（キャンペーン規約・新しい旅のエチケットの遵守・健康管理チェック・クーポン受領）の提出を依頼する。
 - ・該当宿泊施設に対して提出のあった、参加者全員分の同意書の返送を依頼、受取ののち厳正に保管のうえ、事務局へ提出すること。
 - ②日帰り周遊プラン：
 - ・旅行事業者がクーポンを発行し、旅行参加者の代表者または交通事業者へ手交すること。
（旅行事業者による当日配布也可）
 - ・運転免許証又は保険証等の住所が確認できる書類により旅行参加者が大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかであることを確認すること。
 - ・観光庁の定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守すること。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>
 - ・旅行参加者の代表者から参加者全員分の同意書（キャンペーン規約・新しい旅のエチケットの遵守・健康管理チェック・クーポン受領）を回収し、厳正に保管のうえ、事務局へ提出すること。
- (3) 旅行のキャンセルが発生した場合は、速やかにクーポンの取り消しを行うこと。
当日旅行に参加した方のみにクーポンを付与すること。
- (4) 実績報告については毎月15日締め及び月末締めにて、所定の実績報告書にて事務局に報告すること（毎月2回）。併せて、本マニュアルに基づき、旅行内容及び最終参加人員確認のための書類を提出すること。※最終請求期間（2月16日～28日）は締め日が異なっているので注意
- (5) 事務局より提供のあったキャンペーンロゴ、又はビジュアルについては本キャンペーン専用プランの告知以外には使用しないこと。
- (6) 当事業に従事する従業員に本マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (7) キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (9) その他、クーポン取り扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- (10) ワクチン接種歴等の確認については、P29～P32を確認すること。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

宿泊事業者

宿泊事業者の責務等

- (1) 本マニュアルに基づき、対象の宿泊(日帰り)プランの予約を受け付けた際に
対象人数分のクーポンを発行し予め確保する。
※なおクーポンは管理者サイトより出力が可能。
- (2) 利用者へのクーポン等の発行および手交については、下記の通り実施すること。
※対象プラン利用者以外の方に発行・手交しないこと。万が一、誤って発行等した場合は発行した額について費用の負担を求める
・ 宿泊施設への直接の予約及びOTA経由の予約に関してクーポン等を発行し、利用者へチェックイン時に対面で手交すること。
・ 旅行事業者経由の予約に関しては、旅行事業者が発行したクーポン等を事前に電子メール等で受け取り、利用者へチェックイン時に対面で手交すること。
- (3) チェックイン時に運転免許証又は保険証等の住所が確認できる書類により、利用者が大阪府民・京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかであることを確認すること。また、利用者全員の同意書（キャンペーン規約・新しい旅のエチケットの遵守・健康管理チェック・クーポンの受領）の回収を行うこと。
- (4) (3) で回収した書類は厳正に保管し、事務局へ提出すること。また、旅行事業者経由の予約分については、取りまとめて当該旅行事業者に郵送にて返送すること。
- (5) 観光庁の定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守すること。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>
- (6) 実績報告については毎月15日締め及び月末締めにて、所定の実績報告書にて事務局に報告すること（毎月2回）。併せて、本マニュアルに基づき、宿泊内容及び宿泊人員確認のための書類を提出すること。※最終請求期間（2月16日～28日）は締め日が異なっているので注意
- (7) 事務局より提供のあったキャンペーンロゴ、又はビジュアルについては本キャンペーン専用プランの告知以外には使用しないこと。
- (8) 当事業に従事する従業員に本マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (9) キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (11) その他、クーポン取り扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- (12) ワクチン接種歴等の確認については、P29～P32を確認すること。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

旅行事業者

宿泊事業者

不正利用等（旅行事業者・宿泊事業者共通）

本キャンペーンにおいては、一切の不正な行為は許されません。万一不正利用を行った場合、加盟旅行事業者及び宿泊事業者からの登録取消および法的措置の対象とする。

- （1）一つの旅行を故意に分割し、キャンペーン特典を複数回受けること
- （2）偽って対象旅行・宿泊事業者として登録、対象プランの申込データの加工、クーポンの発行等を行うこと。
- （3）おおさかPAYの不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- （4）詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- （5）その他、当事務局が不相当と判断した行為。

その他（旅行事業者・宿泊事業者共通）

- （1）募集要項に記載のない事項若しくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定する。
- （2）旅行事業者・宿泊施設の情報（旅行事業者名・宿泊施設名、所在地、電話番号等）は、本キャンペーンサイトで広報を行う。
- （3）国や大阪府・大阪市の方針等によって、内容が変更される可能性がある。
- （4）加盟申請の際に取得した個人情報については、下記以外の目的では使用しない。
 - ①本事業に関すること
 - ②今後、大阪府・大阪市が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討または実施する場合の情報提供
 - ③大阪観光局が実施する観光事業のご案内（賛助会員・コロナリカバリーキャンペーン）

クーポン受取加盟店舗となる場合は、別途クーポン加盟店舗の事業者申請が必要になります。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（2）事務局からの案内物

① ID・パスワード

regionPAY 管理画面へのアクセス用

- ・ ID
- ・ PW（パスワード）

※加盟登録時に、親（本社・本部）＋子（店舗）で登録の場合、店舗ごとに付与となります。

② 旅行事業者・宿泊事業者用マニュアル



<旅行事業者・宿泊事業者用マニュアル>

実施期間：令和3年11月24日(水)～令和4年2月28日(月)まで

クーポン付与



宿泊・周遊旅行割引

（対象地域拡大について）

令和4年1月4日(火)から、
京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民の方も
キャンペーン利用対象者となります。

※新型コロナウイルスの感染症の再拡大等、感染状況によって、
実施期間を変更または中止する場合があります。

大阪いっしょいキャンペーン2021事務局

受付時間：平日 10:00～18:00
<土・日・祝休業、12/29(水)～1/3(月)休業>

コールセンターTEL：06-7167-6928
専用ホームページ：<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

③ region PAY 管理画面マニュアル



【②③についてはregionPAY管理画面から
ダウンロードをお願いします】

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者（宿泊付きプラン・日帰り周遊プラン）

STEP1

P17～22

プラン作成

STEP 2

P24～33

利用者から予約申し込み

- ・キャンペーン利用規約の確認（申込から旅行当日まで）
- ・大阪府民、京都府民、兵庫県民・奈良県民・和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかであることの確認（申込から旅行出発時まで）
- ・ワクチン接種歴等の確認（申込から旅行出発時まで）

STEP 3

P34～35

クーポン・参加同意書を発行

●宿泊付きプランの場合

宿泊事業者に事前送信し、
宿泊当日にお渡しを依頼

●日帰り周遊プランの場合

旅行事業者・交通事業者・旅行
参加の代表者いずれかが出発当
日に配布

STEP 4

P36～39

<宿泊当日>

宿泊事業者から利用者へお渡し
・おおさかPAYクーポン配布
・参加同意書配布、回収

<旅行当日>

上記が利用者へお渡し
・おおさかPAYクーポン配布
・参加同意書配布、回収

STEP 5

P40

参加同意書を集約

宿泊付きプランは宿泊事業者から
参加同意書を返送してもらう

STEP 6

P41～52

実績報告（必要書類添付）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

宿泊事業者（宿泊プラン・日帰りプラン）

STEP 1

プラン作成

P23

STEP 2

利用者から予約申し込み

- ・キャンペーン利用規約の確認（申込から旅行当日まで）
- ・大阪府民、京都府民、兵庫県民・奈良県民・和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかであることの確認（申込からチェックイン時まで）
- ・ワクチン接種歴等の確認（申込からチェックイン時まで）

P24～33

STEP 3

P34～35

●宿泊事業者直接予約の場合
（OTA含む）

●旅行事業者経由予約の場合

クーポン・参加同意書
を発行

旅行事業者からクーポン・
参加同意書をPDFにて
事前受取

STEP 4

P36～39

<宿泊当日> 宿泊事業者から利用者へお渡し
・おおさかPAYクーポン配布
・参加同意書配布、回収

STEP 5

P40

参加同意書を集約

旅行事業者経由の予約は
参加同意書を旅行事業者へ返送
（旅行事業者が実績報告を行う）

STEP 6

P41～52

実績報告（必要書類添付）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

11/24～1/3の期間

STEP1

旅行事業者

プラン作成（条件・注意点）

①キャンペーン名の明記	募集型企画旅行の場合はプラン名称に本キャンペーン名「大阪いっしょい2021」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。 ※館内利用券付プランなどを設定する場合は、当該利用店舗がクーポン加盟店舗であり、旅行期間中のみ有効且つ換金性が無い場合のみ可能とする（クーポン加盟店舗一覧については本キャンペーンサイト参照） ※館内利用券等の商品造成方の詳細は、管理画面の資料ダウンロードページ内「宿泊商品等造成に関する注意事項（第二稿）」をご確認下さい。
②代金設定	一人当たりの旅行代金として設定できるプランであること。 ※割引前と割引後の旅行代金を明確に記載すること。
③旅行プランの条件	1. 宿泊付きプラン ・大阪府内の本キャンペーンに参画している宿泊施設を利用するプランであること。（参画宿泊施設については本キャンペーンサイト参照） ・大阪府内発着のプランであり、府県境をまたがない旅行行程であること。 ・一人一泊当たり3,000円(税込)以上のプランであること。 ・2連泊までを対象とする。 ※宿泊単品プランも対象とする 2. 日帰り周遊プラン ・大阪府内に本社又は営業所がある交通事業者（公共交通機関（※1）を除く）を利用したプランであること。 ※1 鉄道、路線バスのように予め発着時間が決められている交通機関 ・大阪府内発着のプランであり、府県境をまたがない旅行行程であること。 ・一人当たり3,000円(税込)以上のプランであること。
④重複割引可否	販売元（OTA含む）が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生割引券や互助組合などで利用される補助金などの各種割引を利用する場合、その割引適用後の宿泊(利用)代金が本キャンペーンの対象基準金額となる。 【例】8,500円の宿泊プランに対し、利用者が3,000円相当のホテルポイントを支払い時に利用する場合 ・8,500円－3,000円＝「5,500円」がキャンペーン対象金額となり、宿泊・周遊割引2,500円と付与クーポン2,000円となる
⑤利用回数	利用回数の制限は無し。 但しキャンペーン対象となるプランについて同一日に複数回の利用は不可。
⑥代金に含められないもの	1. 換金性の高いものを含むプラン 金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券など） 2. 旅行開始後に発生する追加手配に伴う代金。 3. その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの。
⑦その他	・風俗営業法の許可を受けている施設をプランに利用することは不可とする。ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けている場合は、その施設をプランに利用することができる。 ・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、旅行業法などの法令や公序良俗に反しないもの。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

1/4～2/28の期間

STEP1

旅行事業者

プラン作成（条件・注意点）

①キャンペーン名の明記

募集型企画旅行の場合はプラン名称に本キャンペーン名「大阪いっしょい2021」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。

※館内利用券付プランなどを設定する場合は、当該利用店舗がクーポン加盟店舗であり、旅行期間中のみ有効且つ換金性が無い場合のみ可能とする（クーポン加盟店舗一覧については本キャンペーンサイト参照）

※館内利用券等の商品造成方の詳細は、管理画面の資料ダウンロードページ内「宿泊商品等造成に関する注意事項（第二稿）」をご確認下さい。

②代金設定

一人当たりの旅行代金として設定できるプランであること。

※割引前と割引後の旅行代金を明確に記載すること。

③旅行プランの条件

1. 宿泊付きプラン

- ・大阪府内の本キャンペーンに参画している宿泊施設を利用するプランであること。（参画宿泊施設については本キャンペーンサイト参照）
 - ・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外を含まない旅行行程であること。
 - ・2連泊で宿泊地が異なる府県となる場合は、宿泊地が大阪の部分のみキャンペーンの対象とする（ただし交通手段を含む旅行など旅行代金を明確に分割できない場合は対象外とする）。
 - ・一人一泊当たり3,000円(税込)以上のプランであること。
 - ・2連泊までを対象とする。
- ※宿泊単品プランも対象とする

2. 日帰り周遊プラン

- ・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外を含まない旅行行程であること。
- ・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県発着で、大阪府を主たる目的地とした旅行であること。
- ・一人当たり3,000円(税込)以上のプランであること。

④重複割引可否

販売元（OTA含む）が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や互助組合などで利用される補助金などの各種割引を利用する場合、その割引適用後の宿泊(利用)代金が本キャンペーンの対象基準金額となる。

【例】8,500円の宿泊プランに対し、利用者が3,000円相当のホテルポイントを支払い時に利用する場合

- ・8,500円－3,000円＝「5,500円」がキャンペーン対象金額となり、宿泊・周遊割引2,500円と付与クーポン2,000円となる

⑤利用回数

利用回数の制限は無し。

但しキャンペーン対象となるプランについて同一日に複数回の利用は不可。

⑥代金に含められないもの

1. 換金性の高いものを含むプラン
金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券など）
2. 旅行開始後に発生する追加手配に伴う代金。
3. その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの。

⑦その他

- ・風俗営業法の許可を受けている施設をプランに利用することは不可とする。ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けている場合は、その施設をプランに利用することができる。
- ・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、旅行業法などの法令や公序良俗に反しないもの。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

旅行事業者

プランの作成（日程表作成）

宿泊付き
プラン日帰り周遊
プラン

11/24～1/3の期間

<ご留意点>

- ・本キャンペーン名の記載 ①
- ・大阪府内の交通事業者名の記載※1 ②
- ・大阪府内発着・府県境をまたがないこと ③
- ・当日の確認項目が明記されていること <推奨>
- ・クーポン加盟店舗へのショッピング立寄り※2 <推奨>

<必須>

<必須>

<必須>

※1 貸切のバス・ハイヤー・列車・船が対象（定期便は対象外）

※2 クーポン加盟店についてはキャンペーンHPにてご確認ください

なお、実績報告時に日程表の提出が必要となります。

<作成例>

大阪●●産業 様

大阪●●旅行社

日程;2021年12月1日(水)～12月2日(木)1泊2日

①・大阪いらしやいキャンペーン2021適用プラン

②・集合時におおさかPAYクーポンを配布します

※出発時に以下を確認します

1. キャンペーン利用規約同意書記入
2. 健康管理チェックをうける

<1日目>

③

梅田駅（集合） ===== 大阪城（入場） ===== 大阪市内（泊）
14:00 17:00頃

*ご宿泊…大阪●●ホテル

住所：大阪府大阪市●●区●●

<2日目>

<大阪●●観光バス>

ホテル ===== 万博記念公園[入場]・[昼食] ===== 新大阪駅（解散）
9:00 15:00頃

●●町自治会 様

▲▲大阪ツーリスト

日程・2022年1月22日(土)日帰り

①・大阪いらしやいキャンペーン2021適用プラン

②・集合時におおさかPAYクーポンを配布します

※出発時に以下を確認します

1. キャンペーン利用規約同意書記入
2. 健康管理チェックをうける

③

難波駅（集合） ===== なにわ●●遊覧クルーズ（●●港～●●港） =====
9:30●●商店街にてショッピング（昼食） ===== ▲▲美術館（見学） ===== 大阪駅（解散）
17:00頃

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

旅行事業者

プランの作成（日程表作成）

宿泊付き
プラン日帰り周遊
プラン

1/4～2/28の期間

<ご留意点>

- ・本キャンペーン名の記載 **① <必須>**
- ・宿泊付きプランの場合：大阪府内の宿泊施設を利用、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外を含まない旅行行程であること。
2連泊で宿泊地が異なる府県となる場合は、宿泊地が大阪の部分のみキャンペーンの対象とする。（ただし、交通手段を含む旅行など旅行代金を明確に分割できない場合は対象外とする。） **② <必須>**
- ・日帰り周遊プランの場合：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外を含まない旅行行程であること
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県発着で、大阪府を主たる目的地とした旅行であること。 **③ <必須>**
- ・当日の確認項目が明記されていること <推奨>
- ・クーポン加盟店舗へのショッピング立寄り※ <推奨>
※ クーポン加盟店についてはキャンペーンHPにてご確認頂けます
なお、実績報告時に日程表の提出が必要となります。

<作成例>

大阪●●産業 様

大阪●●旅行社

日程：2022年1月17日（月）～1月18日（火）1泊2日

※出発時に以下を確認します

① ・大阪いっしょいっしょキャンペーン2021適用プラン

1. キャンペーン利用規約同意書記入
2. 健康管理チェックをうける

② <1日目>京都駅（集合） ===== 京都・二条城（入場） ===== 大阪市内（泊）
14:00 17:00頃

*ご宿泊…大阪●●ホテル

住所：大阪府大阪市●●区●●

<2日目>

ホテル ===== 神戸・六甲山[見学]・[昼食] ===== 京都駅（解散）
9:00 15:00頃

●●町自治会 様

▲▲大阪観光リスト

日程：2022年1月22日（土）日帰り

※出発時に以下を確認します

① ・大阪いっしょいっしょキャンペーン2021適用プラン

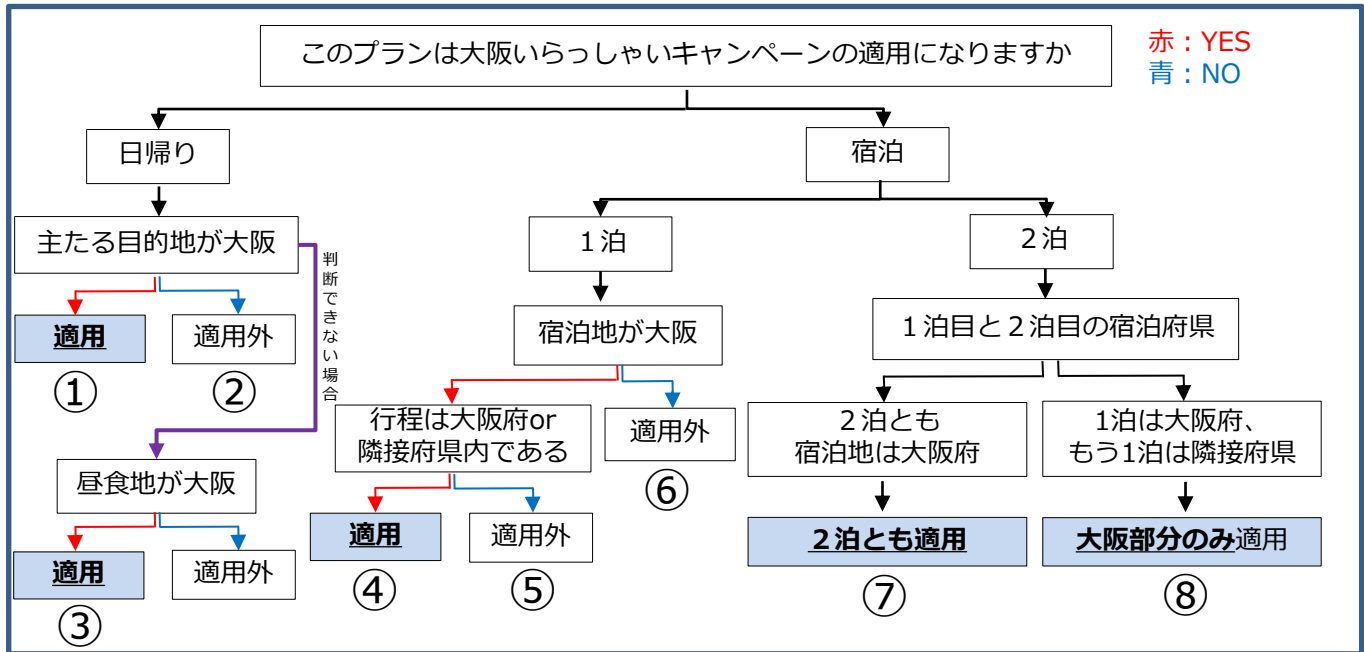
1. キャンペーン利用規約同意書記入
2. 健康管理チェックをうける

・集合時におおさかPAYクーポンを配布します

③神戸駅（集合） 大阪なにわ●●遊覧クルーズ（●●港～●●港）
9:30=== 吹田・万博記念公園（入場・昼食） === 大阪城（見学） === 神戸駅（解散）
17:00頃

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

プランの作成（隣接府県拡大に伴う対象・対象外ツアーについて）



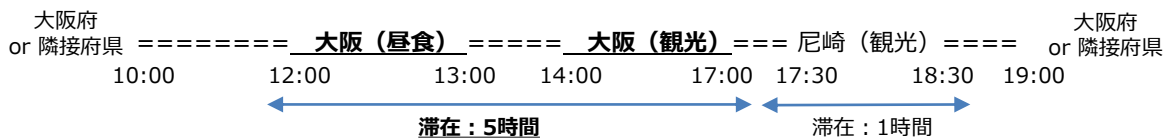
※全てのプランにおいて「大阪府及び隣接府県以外を含まない旅行行程」がキャンペーン対象の条件です。

※隣接府県=京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県

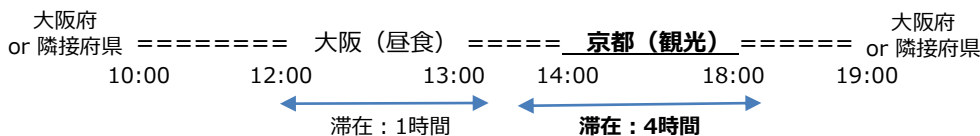
=キャンペーン対象部分

【日帰り周遊プランの場合】

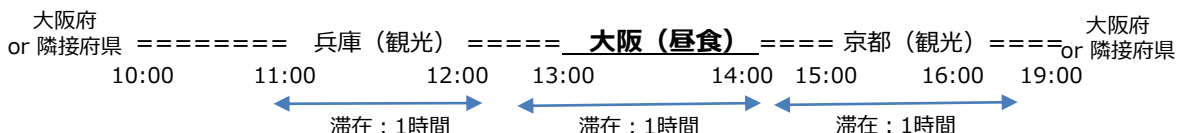
①主たる目的地（=滞在時間が一番長い）が大阪である。 ⇒ 対象



②主たる目的地（=滞在時間が一番長い）が隣接府県である。 ⇒ 大阪いっしょいキャンペーン対象外（京都のキャンペーン対象）



③主たる目的地の判断が難しい場合（※昼食地で判断する） ⇒ 大阪府にて昼食のため対象



2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

プランの作成（隣接府県拡大に伴う対象・対象外ツアーについて）

【1泊2日プランの場合】

④宿泊地が大阪 ⇒ プラン全体が**対象**

【1日目】 大阪府 or 隣接府県 ===== or 隣接府県 (昼食・観光) ===== 大阪（宿泊） 10:00 12:00 17:00 19:00	【2日目】 大阪府 ホテル === or 隣接府県 (昼食・観光) === or 隣接府県 10:00 11:00 15:00 16:00
---	---

⑤宿泊地は大阪だが 周遊が隣接府県外 ⇒ 対象外

【1日目】 大阪府 or 隣接府県 ===== 三重・滋賀（昼食・観光） ===== 大阪（宿泊） 10:00 12:00 17:00 19:00	【2日目】 ホテル === 三重・滋賀（昼食・観光） === 大阪府 10:00 11:00 15:00 16:00
--	--

⑥宿泊地が隣接府県 ⇒ 対象外

【1日目】 大阪府 or 隣接府県 ===== 大阪（昼食・観光） ===== 隣接府県（宿泊） 10:00 12:00 17:00 19:00	【2日目】 ホテル === 大阪（昼食・観光） === or 大阪府 10:00 11:00 15:00 16:00
---	---

【2泊3日プランの場合】

⑦2泊とも大阪の場合 ⇒ プラン全体が**対象**

【1日目】 大阪府 or 隣接府県 ===== or 隣接府県 (昼食・観光) ===== 大阪（宿泊） 10:00 12:00 17:00 18:00	【2日目】 大阪府 ホテル === or 隣接府県 (昼食・観光) === 大阪（宿泊） 10:00 12:00 14:00 16:00
	【3日目】 大阪府 ホテル === or 隣接府県 (昼食・観光) === or 隣接府県 10:00 12:00 14:00 16:00

⑧1泊目：大阪、2泊目：兵庫の場合⇒ 1泊目が**対象**（2泊目は兵庫のキャンペーン対象）

【1日目】 大阪府 or 隣接府県 ===== or 隣接府県 (昼食・観光) ===== 大阪（宿泊） 10:00 12:00 17:00 18:00	【2日目】 大阪府 ホテル === or 隣接府県 (昼食・観光) === 兵庫（宿泊） 10:00 12:00 14:00 16:00
	【3日目】 大阪府 ホテル === or 隣接府県 (昼食・観光) === or 大阪府 10:00 12:00 14:00 16:00

※⑧の2泊3日プランにおける
 実績報告時の注意点は、3.実績報告及び精算
 (1)実績報告【③日程表】の項（P50）
 参照ください

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

宿泊事業者

プランの作成（条件・注意点）

①キャンペーン名の明記	プラン名称に本キャンペーン名「大阪いっしょい2021」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。 ※館内利用券付プランなどを設定する場合は、当該利用店舗がクーポン加盟店舗であり、旅行期間中のみ有効且つ換金性が無い場合のみ可能とする（クーポン加盟店舗一覧については本キャンペーンサイト参照） ※館内利用券等の商品造成方の詳細は、管理画面の資料ダウンロードページ内「宿泊商品等造成に関する注意事項（第二稿）」をご確認下さい。
②代金設定	一人当たりの宿泊(利用)代金として設定できるプランであること。 ※割引前と割引後の旅行代金を明確に記載すること。
③宿泊・日帰りプランの条件	1. 宿泊プラン - 一人一泊当たり3,000円(税込)以上のプランであること。 - 連泊の場合は2連泊までを対象とする。 2. 日帰りプラン - 一人一回当たり3,000円(税込)以上のプランであること。 - 客室の時間貸しのためのプランや食事のためのプランは不可とするが、客室の時間貸しと昼食を組み合わせるなどした複合手配のプランは対象とする。
④重複割引可否	販売元（OTA含む）が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生者の割引券や互助組合などで利用される補助金などの各種割引を利用する場合、その割引適用後の宿泊(利用)代金が本キャンペーンの対象基準金額となる。 【例】8,500円の宿泊プランに対し、利用者が3,000円相当のホテルポイントを支払い時に利用する場合 8,500円－3,000円＝「5,500円」がキャンペーン対象金額となり、宿泊・周遊割引2,500円と付与クーポン2,000円となる
⑤利用回数	利用回数の制限は無し。 但しキャンペーン対象となるプランについて同一日に複数回の利用は不可。
⑥代金に含められないもの	1. 換金性の高いものを含むプラン 金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券など） 2. 宿泊（利用）当日に発生する追加手配に伴う代金 3. その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの
⑦OTA経由の予約	OTA（インターネット上で取引を行う旅行事業者）による宿泊予約は「現地決済プラン」のみ対象とする。また、サイト上で予約時に「キャンペーン利用規約」について事前確認出来るようにすること
⑧その他	- 風俗営業法の許可を受けている施設をプランに利用することは不可とする。ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けている場合は、その施設をプランに利用することができる。 - 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、旅行業法などの法令や公序良俗に反しないもの。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者

宿泊事業者

STEP 2

利用者から予約申し込み（利用規約・表面）
・キャンペーン利用規約の確認

【必ずお読みください】

実施期間① 11/24～12/31

※旅行事業者・宿泊事業者は、当キャンペーンの利用者全員に当書面のお渡し等により内容を予め周知ください。

【大阪いっしょいキャンペーン2021 利用規約（表面）】

本規約は、大阪府・大阪市・大阪観光局が実施する「大阪いっしょいキャンペーン2021」の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で本キャンペーンの申し込みをするものとします。

1. 当キャンペーンの対象者は、「大阪府民」であること

- (1) 利用者は、旅行事業者または宿泊事業者に対して大阪府民であることが確認できる書類を提示すること。（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること）
- (2) 旅行事業者への申込みの場合は、申込から出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- (3) 本人確認書類については旅行期間中携帯すること。

・本人確認書類例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類

※利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合には、利用者の負担とする。

2. ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

- (1) 利用者は下記①②のいずれかに該当すること
 - ① ワクチン接種歴、又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方
（12歳未満の子どもは、保護者・引率者同伴であれば、（検査を省略し）参加可能）
※PCR検査の他、抗原定量検査のみ対象（抗原定性検査は対象外）
 - ② ワクチン接種者と一緒に参加する同居人
- (2) 利用者は、旅行事業者または宿泊事業者に対して上記2-(1)の条件を満たしていることが確認できる下記書類のいずれかを提示すること。（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること）
 - ・接種済証又は接種記録書（ワクチン接種を2回接種後2週間経過しているもの。コピー・写真可）
 - ・PCR検査等で陰性であることが確認できた検査等の結果通知
（参加時の3日前以内のもの。陰性証明書は不要。コピー・写真・結果通知メール可。検査費用は利用者の負担）

※現在、大阪府においてPCR検査等の無償化制度を準備中。準備が整い次第、キャンペーンHPでお知らせ予定。

 - ・ワクチン接種者と一緒に参加する同居人であることがわかる書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類）
- (3) 旅行事業者への申込みの場合は、申込から出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- (4) ワクチン接種歴等の書類については旅行期間中携帯すること。

3. 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと

（健康管理チェックシートは旅行・宿泊当日に配布）

- (1) 本日から遡り14日以内に、37.5℃以上の発熱がありましたか？
- (2) のどの痛み、風邪の症状（くしゃみや咳が出るなど）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさはありますか？
- (3) 同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
- (4) 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、もしくは該当在住者との濃厚接触はありましたか？

※旅行当日上記に該当する場合は、キャンペーンの対象にならない。またそれに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合には、利用者の負担とする。

●利用規約については、キャンペーンサイト(<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>)もしくはregionPAY管理画面よりダウンロード下さい。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者

宿泊事業者

STEP 2

利用者から予約申し込み（利用規約・裏面） ・キャンペーン利用規約の確認

【大阪いっしょいキャンペーン2021 利用規約（裏面）】

4. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

- （1）旅行時は毎朝検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は国の接触確認アプリや府の追跡システムを利用すること。
- （2）旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。
- （3）宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が当キャンペーンの参加条件となる。
- （4）検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、保健所の指示を仰ぐこと。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従うこと。
- （5）若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられているため、実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。
- （6）その他、国や府、利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

5. キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項

- （1）旅行業者や宿泊事業者が居住地の確認を行う際、居住地が確認できない方のキャンペーン適用はできない。
- （2）同行者等が大阪府外居住者であることが発覚した場合、同行者の付与クーポンの返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。
- （3）大阪府内居住者のなりすまし、居住地確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポン及び割引分を返金する必要がある。また詐欺罪に問われる可能性がある。
- （4）利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。
- （5）新型コロナウイルスの感染拡大等により当キャンペーンの一時停止や中止が生じた場合において、旅行事業者及び宿泊事業者から規定の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。
- （6）旅行申込者と旅行事業者および宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、当事務局は一切関与しない。
- （7）当キャンペーンで付与されるクーポン利用の際は、regionPAYアプリをダウンロードのうえ、おおさかPAYアプリを選択して利用すること。
（「おおさかPAY」とはregion PAYのアプリを活用し、旅行期間内に加盟店舗のみで使える決済アプリです。）
- （8）クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し当キャンペーン事務局は一切の責任は負わない。
- （9）クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- （10）クーポンで購入した商品・サービスに対する返品および返金はない。
- （11）その他当キャンペーン事務局が不適当と判断した行為。

◆クーポンを利用する際のアプリ「region PAY」と「おおさかPAY」の利用規約は右のQRコードからご確認をお願いします。



スマートフォンをお持ちでない場合や、アプリをご利用いただけない場合は紙クーポンのご利用も可能です。
（利用店舗の制限あり）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者

宿泊事業者

STEP 2

利用者から予約申し込み（利用規約・表面）
・キャンペーン利用規約の確認

【必ずお読みください】

実施期間② 1/1～2/28

※旅行事業者・宿泊事業者は、当キャンペーンの利用者全員に当書面のお渡し等により内容を予め周知ください。

【大阪いっしょいキャンペーン2021 利用規約（表面）】

本規約は、大阪府・大阪市・大阪観光局が実施する「大阪いっしょいキャンペーン2021」の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で本キャンペーンの申し込みをするものとします。

1. 当キャンペーンの対象者は、「大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民」のいずれかであること（大阪府民以外は、1月4日以降対象）

※ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：修学旅行）に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。

（大阪府以外は、1月4日以降対象）

- （1）利用者は、旅行事業者または宿泊事業者に対して大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民（※）のいずれかであることが確認できる書類を提示すること。※大阪府民以外は1月4日以降対象
（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること）
- （2）旅行事業者への申込みの場合は、申込から出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- （3）本人確認書類については旅行期間中携帯すること。

・本人確認書類例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類

※利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

2. ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

- （1）利用者は下記条件を満たすこと
 ワクチン接種歴又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方 ※PCR検査の他、抗原定量検査を推奨
 ・12歳未満の子どもは同居の保護者が同伴の場合は不要 ※感染状況により変更する場合あり
 ・学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：修学旅行）については、（検査を省略し）参加可能
 ただし、引率者は、ワクチン接種歴又はPCR検査等での陰性が確認できることが必要
 ・詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照
<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>
- （2）利用者は、旅行事業者または宿泊事業者に対して上記2-(1)の条件を満たしていることが確認できる下記書類のいずれかを提示すること。（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること）
 ・接種済証又は接種記録書（ワクチン接種を2回接種後2週間経過しているもの。コピー・写真可）
 ・PCR検査等で陰性であることが確認できた検査等の結果通知
 （参加時の3日前以内のもの。陰性証明書は不要。コピー・写真・結果通知メール可。）
- （3）旅行事業者への申込みの場合は、申込から出発前までに提示が必要。
 宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- （4）ワクチン接種歴等の書類については旅行期間中携帯すること。

●利用規約については、キャンペーンサイト(<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>)もしくはregionPAY管理画面よりダウンロード下さい。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者

宿泊事業者

STEP 2

利用者から予約申し込み（利用規約・裏面）
・キャンペーン利用規約の確認

【大阪いっしょいキャンペーン2021 利用規約（裏面）】

3. 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと

（健康管理チェックシートは旅行・宿泊当日に配布）

- （1）本日から遡り14日以内に、37.5℃以上の発熱がありましたか？
- （2）のどの痛み、風邪の症状（くしゃみや咳が出るなど）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさはありますか？
- （3）同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
- （4）過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、もしくは該当在住者との濃厚接触はありましたか？

※旅行当日上記に該当する場合は、キャンペーンの対象にならない。またそれに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

4. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

- （1）旅行時は毎朝検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は国の接触確認アプリや府の追跡システムを利用すること。
- （2）旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。
- （3）宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が当キャンペーンの参加条件となる。
- （4）検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、保健所の指示を仰ぐこと。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従うこと。
- （5）若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられているため、実施する場合には、確実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。
- （6）その他、国や府、利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

5. キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項

- （1）旅行者や宿泊事業者が居住地の確認を行う際、居住地が確認できない方のキャンペーン適用はできない。
- （2）同行者等が**大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外の居住者**であることが発覚した場合、同行者の付与クーポンの返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。（※大阪府以外は1月4日以降対象）
- （3）**大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の居住者**のなりすまし、居住地確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポン及び割引分を返金する必要がある。また詐欺罪に問われる可能性がある。（※大阪府以外は1月4日以降対象）
- （4）利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。
- （5）新型コロナウイルスの感染拡大等により当キャンペーンの一時停止や中止が生じた場合において、旅行事業者及び宿泊事業者から規定の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。
- （6）旅行申込者と旅行事業者および宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、当事務局は一切関与しない。
- （7）当キャンペーンで付与されるクーポン利用の際は、regionPAYアプリをダウンロードのうえ、おおさかP A Yアプリを選択して利用すること。
（「おおさかP A Y」とはregion PAYのアプリを活用し、旅行期間内に加盟店舗のみで使える決済アプリです。）
- （8）クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し当キャンペーン事務局は一切の責任は負わない。
- （9）クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- （10）クーポンで購入した商品・サービスに対する返品および返金はできない。
- （11）その他当キャンペーン事務局が不適当と判断した行為。

◆region PAY
利用規約◆おおさか P A Y
利用規約

◆クーポンを利用する際のアプリ「region PAY」と「おおさかPAY」の
利用規約は右のQRコードからご確認をお願いします。

スマートフォンをお持ちでない場合や、アプリをご利用いただけない場合は紙クーポンのご利用も可能です。（利用店舗の制限あり）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者

宿泊事業者

STEP 2

利用者から予約申し込み（利用規約）

・キャンペーン利用規約の確認

「新しい旅のエチケット」



新しい旅のエチケット
感染リスクを避けて
安心で楽しい旅行

あなたのエチケットからはじまる安心な旅



すいている時期、時間帯で、快適旅行



マスクして、手洗い消毒、接種後も



日頃から、健康チェックを習慣に



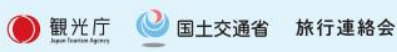
並ぶとき、しっかり取ろうディスタンス



旅行前、体調不良？旅控え



お店・宿選びの選択肢、感染対策忘れずに



観光庁 Japan Tourism Agency 国土交通省 旅行連絡会

旅行連絡会…交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係事業者の連携団体等が構成。詳しくは、<http://www.jta-net.or.jp/sinpa/> を参照ください。

●新しい旅のエチケットについては、大阪観光局HPまたは観光庁HPでご確認下さい。

《大阪観光局大阪いらしゅいキャンペーンホームページ》

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

《観光庁ホームページ》

https://www.mlit.go.jp/kankocho/traveletiquette/index.html?gclid=EAlaIqObChMlx_X31_fk9AIVijMqCh11-gu3EAAAYASAAEgJGzvD_BwE

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

キャンペーンにおける各種書類の確認方法について

旅行事業者扱いの場合

実施期間①
11/24～12/31

- ◎旅行事業者は、①④⑤について、下記の通り確認を行う。
- ◎宿泊事業者は、②③について、チェックイン時に確認・回収を行う。
- ◎旅行事業者は、利用者から各書類の提示を受けて厳正に確認する。
※利用者には旅行期間中は必ず携帯頂くよう案内（コピーでも可）
- ・団体旅行時は、旅行代表者（幹事）が参加者分を取りまとめて、事前に旅行事業者に提示する。

誰が	旅行事業者 (宿泊・日帰りとも)		宿泊事業者 (宿泊の場合)	旅行代表者・旅行事業者・交通事業者 (日帰りの場合)
	事前		当日	
	申し込み時～出発前日まで	旅行集合時	チェックイン時	旅行集合時
①大阪府民確認書類	目視確認			
②クーポン配布 ③参加同意書回収 ・キャンペーン規約同意、本人署名 ・新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底 ・旅行当日に健康管理チェックシートによる体調管理実施 ・大阪府民であること（提示済みの旨を宣誓） ・ワクチン接種歴等の確認（提示済みの旨を宣誓）			同意書回収 (クーポン配布+健康チェック実施)	
④ワクチン接種歴、又はPCR検査等で陰性確認	目視確認			
⑤ワクチン接種者と一緒に参加する同居人（本人確認書類で現住所が同一であることが要件）	目視確認			

宿泊事業者扱いの場合

- ◎宿泊事業者は、①②③④⑤についてチェックイン時に確認・回収を行う。
- ◎宿泊事業者は、利用者から各書類の提示を受けて厳正に確認する。
※利用者には旅行期間中は必ず携帯頂くよう案内（コピーでも可）

誰が	宿泊事業者 (宿泊・日帰りとも)
	当日
	チェックイン時
①大阪府民確認書類	目視確認
②クーポン配布 ③参加者同意書回収 ・キャンペーン規約同意、本人署名 ・新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底 ・旅行当日に健康管理チェックシートによる体調管理実施 ・大阪府民であること（提示済みの旨を宣誓） ・ワクチン接種歴等の確認（提示済みの旨を宣誓）	同意書回収 (クーポン配布+健康チェック実施)
④ワクチン接種歴、又はPCR検査等で陰性確認	目視確認
⑤ワクチン接種者と一緒に参加する同居人（本人確認書類で現住所が同一であることが要件）	目視確認

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

実施期間①
11/24～12/31

利用者

※④または⑤のいずれかに該当することがキャンペーンの対象条件となります
(前項記載の丸数字に紐づく)

④ ワクチン接種歴、又はPCR検査等(*)で陰性であることが確認できた方

*PCR検査の他、抗原定量検査のみ対象(抗原定性検査は対象外)

【確認のタイミング】

- 旅行申込み時から出発時まで(旅行事業者)
- 宿泊施設へのチェックイン時(宿泊事業者)

【必要書類】

- 接種済証又は接種記録書(コピー・写真可)
- PCR検査等結果通知(メール等の結果通知でも可)

参加時にワクチン接種履歴、又はPCR検査等で陰性が確認できた方

(12歳未満の子どもは、保護者・引率者同伴であれば、(検査を省略し)参加可能)

⇒以下の①又は②の方が対象

(本人確認はマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等により実施)

- ① ワクチンを2回接種後2週間経過している方
- ② 参加時の3日前以内にPCR検査等を受けた方
 - ・PCR検査等の結果通知(参加時の3日前以内のもの)(コピー・写真可) ※陰性証明書は不要
 - ・検査費用については、**利用者の負担**

※現在、大阪府においてPCR検査等の無償化制度を準備中。
準備が整い次第、キャンペーンHPでお知らせ予定。



⑤ ワクチン接種者と一緒に参加する同居人

【確認のタイミング】

- 旅行申込み時から出発時まで(旅行事業者)
- 宿泊施設へのチェックイン時(宿泊事業者)

【必要書類】

- 接種済証又は接種記録書
- ワクチン接種済者と現住所が同一であることが確認できる本人確認書類

《詳細》 ワクチン接種済者と一緒に参加する同居人(本人確認書類で現住所が同一であることが要件)

《キャンペーン対象となる例・・・父(接種済)、母・子供2人(未接種・検査対象外)の場合》



《キャンペーン対象外となる例・・・同居人以外(接種済)を含んだグループでの旅行の場合》



2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

キャンペーンにおける各種書面の確認方法について

実施期間②

1/1～2/28

旅行事業者扱いの場合

- ◎旅行事業者は、①④⑤について、下記の通り確認を行う。
- ◎宿泊事業者は、②③について、チェックイン時に確認・回収を行う。
- ◎旅行事業者は、利用者から各書類の提示を受けて厳正に確認する。
※利用者には旅行期間中は必ず携帯頂くよう案内（コピーでも可）
- ・団体旅行時は、旅行代表者（幹事）が参加者分を取りまとめて、事前に旅行事業者に提示する。

	誰が	旅行者 (宿泊・日帰りとも)	宿泊事業者 (宿泊の場合)	旅行代表者・旅行事業者・交通事業者 (日帰りの場合)	
	いつ	事前	当日		
	どこで	申し込み時～出発前日まで	旅行集合時	チェックイン時	旅行集合時
①大阪府民、京都府民、兵庫県民・奈良県民・和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）確認書類		目視確認			
	②クーポン配布 ③参加同意書回収 ・キャンペーン規約同意、本人署名、 ・新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底 ・旅行当日に健康管理チェックシートによる体調管理実施 ・大阪府民、京都府民、兵庫県民・奈良県民・和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかであること（提示済みの旨を宣誓） ・ワクチン接種歴等の確認（提示済みの旨を宣誓）			同意書回収 (クーポン配布＋健康チェック実施)	
④ワクチン接種歴、又はPCR検査等で陰性確認		目視確認			
⑤ワクチン接種済又はPCR検査等での陰性の引率者と同行し、学校行事に参加する学生（申込者が学校の場合に限る）		内容確認			

宿泊事業者扱いの場合

- ◎宿泊事業者は、①②③④⑤についてチェックイン時に確認・回収を行う。
- ◎宿泊事業者は、利用者から各書類の提示を受けて厳正に確認する。
※利用者には旅行期間中は必ず携帯頂くよう案内（コピーでも可）

誰が	宿泊事業者 (宿泊・日帰りとも)
いつ	当日
どこで	チェックイン時
①大阪府民、京都府民、兵庫県民・奈良県民・和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）確認書類	目視確認
②クーポン配布 ③参加同意書回収 ・キャンペーン規約同意、本人署名、 ・新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底 ・旅行当日に健康管理チェックシートによる体調管理実施 ・大阪府民、京都府民、兵庫県民・奈良県民・和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日（火）以降対象）のいずれかであること（提示済みの旨を宣誓） ・ワクチン接種歴等の確認（提示済みの旨を宣誓）	同意書回収 (クーポン配布＋健康チェック実施)
④ワクチン接種歴、又はPCR検査等で陰性確認	目視確認
⑤ワクチン接種済又はPCR検査等での陰性の引率者と同行し、学校行事に参加する学生（申込者が学校の場合に限る）	内容確認

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

実施期間②
1/1～2/28

ワクチン接種歴等の確認について

利用者

※④または⑤のいずれかに該当することがキャンペーンの対象条件となります
(前項記載の丸数字に紐づく)

④ワクチン接種歴又はPCR検査等(*)で陰性であることが確認できた方 *PCR検査及び抗原定量検査を推奨

【確認のタイミング】

- 旅行申込み時から出発時まで（旅行事業者）
- 宿泊施設へのチェックイン時（宿泊事業者）

【必要書類】

- 接種済証又は接種記録書（コピー・写真可）
- PCR検査等結果通知（メール等の結果通知でも可）

✓参加時にワクチン接種履歴、又はPCR検査等で陰性が確認できた方

- 12歳未満のお子さんは同居の保護者が同伴の場合は不要
※感染状況により変更する場合あり

- 上記の他、以下の①又は②の方が対象
(本人確認はマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等により実施)

- ① ワクチンを2回接種後2週間経過している方
- ② 参加時の3日前以内にPCR検査等を受けた方
・PCR検査等の結果通知
(参加時の3日前以内のもの) (コピー・写真可)
※陰性証明書は不要



⑤学校行事に参加する学生

- 引率者はワクチン接種済（2回）又はPCR検査等での陰性であること
(上記④の条件を満たすこと)
- 旅行申込者が学校の場合に限る
学校とは・・・幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう

【確認のタイミング】

- 旅行申込み時から出発時まで
(旅行事業者/宿泊事業者共)

【確認事項】

- 引率者がワクチン接種済（2回）又はPCR検査等での陰性であることを確認
- 旅行申込者が学校とわかる書面にて確認

◆実施期間①②にまたがる場合の留意事項

12月31日～1月2日まで宿泊する方のワクチン接種歴等の確認について

12月31日から2連泊する場合は、1泊目は「ワクチン接種者と一緒に参加する同居人」の方でもキャンペーンの対象となりますが、2泊目は陰性証明等の書類が必要となり、**取扱いが異なります**のでくれぐれもご注意ください。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者

宿泊事業者

STEP 2

利用者から予約申し込み（利用規約説明）

・キャンペーン利用規約の確認

●利用規約について

- ・大阪いらしやいキャンペーン2021の利用について定めるものです。
 - ・旅行申込者全員に同意を頂いた上でのキャンペーン申し込みとなる為、代表者だけでなく全ての利用者への周知をお願いします。
- なお利用規約記載事項に関する、旅行申込者と旅行事業者及び宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、当事務局は一切関与しかねますので予めご了承ください。

●利用規約書面の印刷方法について

- ・加盟登録事業者に配付する管理画面からダウンロード
 - ・大阪観光局大阪いらしやいキャンペーンホームページよりダウンロード
- ※お手数ですがコピーの上ご準備ください（両面2枚・カラー推奨）

『1. 当キャンペーンの対象者は、「大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民」のいずれかであること（大阪府民以外は令和4年1月4日以降対象）』

- ・キャンペーン適用プランの申し込み者全員が大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民（大阪府民以外は令和4年1月4日以降対象）のいずれかであることを必ずご確認ください。

※ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：修学旅行）に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県（大阪府以外は、1月4日以降対象）のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。

（旅行事業者は旅行出発前までに確認、宿泊事業者は当日チェックイン時に確認）

- ・旅行当日においては、本人確認書類をお忘れにならない様にお伝えください。
- ※旅行当日に当該府県民でないことが発覚した場合、キャンペーン適用となりません。
そのため、旅行者にあらかじめキャンペーン適用要件を周知ください
（本人確認書類を忘れた場合も同様）

『2. 新型コロナウイルス感染防止・新しい旅のエチケットを徹底すること』

- ・「新しい旅のエチケット」に関する事項を遵守してもらう様に周知ください。
- ・接触確認アプリや府の追跡システムを利用してください。

『3. 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調管理を行うこと』

- ・旅行当日に4項目の健康チェック実施がある。
- ※旅行当日に健康チェック上の問題があった場合、キャンペーン適用となりません。
そのため、旅行者にあらかじめキャンペーン適用要件を周知ください

『4. キャンペーン注意事項および禁止事項』について

- ・記載の事項のご説明をお願いします。
- ・regionPAY（リージョンペイ）及びおおさかPAYの概要については別紙regionPAY管理画面操作マニュアルをご参照ください。

『5. ワクチン接種歴等の確認』について

※詳細確認手順はP29～32をご確認ください。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 3

クーポン・参加同意書
(宿泊付きプラン：旅行事業者から宿泊事業者への依頼内容)

旅行事業者

- ①宿泊施設ご予約時に、大阪いらしゅいキャンペーン利用の旨とクーポン配布を依頼したい旨を宿泊事業者へお伝え下さい。
- ②クーポン・参加同意書の発行・・・旅行事業者が行う
- ③発行したクーポン・参加同意書・・・参加同意書の発行事業者欄に担当者名を記入（事業者欄は自動印字）。旅行事業者から宿泊事業者へメール送信する。

※遅くとも宿泊日3日前までには送信必須です

※メール送信時は、PDFファイル等にて（パスワード必須）お送り下さい。

※FAX送信時はQRコードが不鮮明にならないよう高画質モードでの送信をお願いします。

※誤送信防止のためのダブルチェックを徹底するようにお願いします。

※日帰り周遊プランの場合は、当日の配布及びチェックについては、旅行事業者、旅行代表者（幹事）もしくは交通事業者に依頼して下さい。

取消が発生した場合は？

- 参加者の人員減が発生した場合の対応（5名参加予定から1名減など）
 - ・該当者分のクーポンのキャンセル処理を行う（管理画面操作マニュアル参照）
 - ・宿泊施設へPDF送信済みの場合は、該当者分について破棄を依頼
- 参加者の人員減が発生し、利用者ごとの旅行代金が増える場合
 - ・付与クーポン額の変更がある場合は、元の発行を一旦取り消して再発行が必要
- 旅行当日に団体の参加者増（Go show）があった場合
 - ・適用不可（出発前にクーポン発行・送信が可能な場合を除く）

宿泊事業者

- ①大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県（大阪府以外は令和4年1月4日（火）以降宿泊（利用）分対象）の旅行事業者から宿泊予約が入った際は、大阪いらしゅいキャンペーン利用かどうかを確認ください。
- ②キャンペーン利用の場合、旅行事業者よりクーポン・参加同意書をメール等にて受け取ってください。
- ③受け取ったクーポンと参加同意書は、旅行者チェックイン当日まで、厳重に管理してください。参加同意書の返送日・返送方法等については予め当該旅行事業者と確認のうえ実施。

宿泊事業者へ事前送信するもの（2点）



(クーポン)



(参加同意書)

発行事業者欄について、宿泊事業者に送信する前に、予め記入しておく

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 4

<宿泊・旅行当日> 参加同意書配布・回収

旅行事業者

宿泊事業者

- ①利用者に各チェック項目について記入してもらい、全員分を回収。
- ②必要項目へのチェック有無と、署名記入を確認。
- ③全員への本人確認実施（本人確認書類の提示を受ける）

※旅行事業者経由の予約については、旅行事業者が事前に確認済みの為、本人同意有無のみ確認

12/17～12/23
発行分

大阪いっしょいっしょキャンペーン2021 参加同意書

実施期間 1：11/24～12/31

実施期間 2：1/1～2/28

※ご記入後は宿泊事業者担当へお渡しください。（日帰りの場合は旅行代表者・添乗員、または交通事業者）

※下記条件を満たさない場合は本キャンペーンの適用外となります。

それにより旅行事業者及び宿泊事業者からの規定の取消料や割引差額が発生した場合には、利用者の負担となります。

1.『大阪いっしょいっしょキャンペーン2021利用規約（以下抜粋）』の内容を理解し同意しますか？

- (1) 当キャンペーンの対象者は、「大阪府民」であること
- (2) ワクチン接種歴等の条件を満たしていること
- (3) 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと
- (4) 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること
- (5) キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項

※旅行事業者、宿泊事業者、キャンペーンHPなどで『大阪いっしょいっしょキャンペーン2021利用規約（全文）』を事前に周知されているものとします

☐ 同意する

この欄**全て**に
チェックがある
場合のみ
キャンペーン対象

※記入漏れがない
ことを確認する

2.健康管理チェックシート

- (1) 本日から遡り14日以内に、37.5℃以上の発熱がありましたか？
- (2) のどの痛み、風邪の症状（くしゃみや咳が出るなど）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさはありますか？
- (3) 同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
- (4) 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、もしくは該当在住者との濃厚接触はありましたか？

☐ いいえ ☐ はい

☐ いいえ ☐ はい

☐ いいえ ☐ はい

☐ いいえ ☐ はい

1か所でも「☐はい」に
チェックがある場合は
キャンペーン対象外

3.大阪府民確認書類の提示

大阪府民であることが確認できる書類をご提示ください。

本人確認書類例：

マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証、障がい者手帳、在留カード、

その他氏名と現住所を確認できる公的書類

※旅行事業者等に提示済みの場合は右欄の ☒ のみを行う

☐ 私は大阪府民で
間違いありません

団体でチェックイン時の
場合でも**参加者全員分**
の本人確認が必要

4.ワクチン接種歴などの確認

【実施期間 1：11/24～12/31 ご宿泊（ご利用）分まで】 【実施期間 2：1/1～2/28 ご宿泊（ご利用）分まで】

① ワクチン接種歴、又はPCR検査等（※）で
陰性であることが確認できた方
※PCR検査の他、抗原定量検査のみ対象
（抗原定性検査は対象外）

② ワクチン接種者と一緒に参加する同居人
③ 12歳未満の子どもは、保護者・引率者
同伴の場合は不要

① ワクチン接種歴、又はPCR検査等（※）で
陰性であることが確認できた方
※PCR検査の他、抗原定量検査を推奨

② ワクチン接種歴又はPCR検査等での陰性が確認できる
引率者と同じ、学校行事に参加する学生
（申込者が学校の場合に限る）

③ 12歳未満の子どもは、同居の保護者が同伴の場合は不要

☐ 左記に該当します

団体でチェックイン時の
場合でも**参加者全員分**
の本人確認が必要

5.キャンペーン適用明細

旅行代金

割引金額

支払い金額

クーポン金額

利用者住所/利用者署名は
参加者各自にて署名が必要

6.利用者住所および署名

※乳幼児の場合保護者代筆可

利用者住所：大阪府

利用者署名：

利用者へ同意書を渡された
宿泊/旅行/交通事業者名

事業者名

発行事業者名

発行事業者名は自動印字

担当者名

上記のご担当者名

発行事業者担当者名

クーポンを発行した
宿泊/旅行事業者のご担当者名

※宿泊の場合：宿泊事業者 日帰りの場合：旅行代表者・添乗員・交通事業者
※マニュアルに従い実績報告時に当書面を事務局にご送付ください。

旅行事業者がクーポン発行した場合は、
宿泊事業者に送信する前に、予め記入しておく
※ゴム印押印でも可

（2枚目：参加同意書）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 4

<宿泊・旅行当日> 参加同意書配布・回収

旅行事業者

宿泊事業者

①利用者に各チェック項目について記入してもらい、全員分を回収。

②必要項目へのチェック有無と、署名記入を確認。

③全員への本人確認実施（本人確認書類の提示を受ける）

※旅行事業者経由の予約については、旅行事業者が事前に確認済みの為、本人同意有無のみ確認

12/24以降
発行分

大阪いっしょいキャンペーン2021 参加同意書 実施期間 1: 11/24~12/31 実施期間 2: 1/1~2/28

※ご記入後は宿泊事業者担当へお渡しください。(日帰りの場合は旅行代表者・添乗員、または交通事業者)

※下記条件を満たさない場合は本キャンペーンの適用外となります。
それにより旅行事業者及び宿泊事業者からの規定の取消料や割引差額が発生した場合には、利用者の負担となります

1.「大阪いっしょいキャンペーン2021利用規約(以下抜粋)」の内容を理解し同意しますか？

(1) 当キャンペーンの対象者は、大阪府民・京都府民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民のいずれかであること
ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス(例:修学旅行)以下、「学校行事」という。)に
参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。(大阪府以外は、1月4日以降対象)

(2) ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

(3) 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと

(4) 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

(5) キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項

※旅行事業者、宿泊事業者、キャンペーン9号などで「大阪いっしょいキャンペーン2021利用規約(全文)」を事前に開示されているものとします

☐ 同意する

2. 健康管理チェックシート

(1) 本日から遡り14日以内に、37.5℃以上の発熱がありましたか？ ☐ いいえ ☐ はい

(2) のどの痛み、風邪の症状(くしゃみや咳が出るなど)、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさはありますか？ ☐ いいえ ☐ はい

(3) 同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？ ☐ いいえ ☐ はい

(4) 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、
もしくは該当する国・地域の濃厚接触はありましたか？ ☐ いいえ ☐ はい

3. 大阪府民・京都府民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民のいずれかである確認書類の提示
(大阪府民以外は1月4日以降対象)
本人確認書類: マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、障がい者手帳、在留カード、
その他氏名と現住所が確認できる公的書類
※旅行事業者等に提示済みの場合は右欄の✓のみを行う
※学校行事に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、上記府県内であることを確認し、
右欄の府民、県民を府、県に読み替え該当する学校の所在地に✓を行う。

☐ いずれかにチェック
☐ 私は大阪府民です
☐ 私は京都府民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民です
(1月4日以降対象)

4. ワクチン接種歴などの確認
【実施期間 1: 11/24~12/31 ご宿泊(ご利用)分まで】 【実施期間 2: 1/1~2/28 ご宿泊(ご利用)分まで】
① ワクチン接種歴、又はPCR検査等(※)で
陰性であることが確認できた方
※PCR検査の他、抗原定性検査のみ対象
(抗原定性検査は対象外)
② ワクチン接種者と一緒に参加する同居の
③ 12歳未満の子どもは、同居の保護者・引率者が
同伴の場合は不要

☐ 左記に該当します

5. キャンペーン適用明細

旅行代金	10,000円
割引金額	5,000円
支払い金額	5,000円
クーポン金額	3,000円

旅行日程: 2021-12-22~2021-12-23
お問い合わせ番号: 34335-XXXXXXXXXX

6. 利用者住所および署名
※乳幼児の場合は保護者代筆可
※学校行事に参加する学生及びその引率者については、「利用事業者」に学校の所在地を記入、「利用者署名」に学校の記入と署名をしてください。

利用者住所: 大阪府 / 京都府 / 兵庫県 / 奈良県 / 和歌山県

利用者署名:

事業者名: 大阪い
発行事業者名: XXXX
発行事業者担当者名: XXXX
GroupID: 34335-XXXXXXXXXX
お問い合わせ番号: 34335-XXXXXXXXXX

この欄全てに
チェックがある
場合のみ
キャンペーン対象

※記入漏れがない
ことを確認する

1か所でも「口はい」に
チェックがある場合は
キャンペーン対象外

団体でチェックイン時の
場合でも**参加者全員分**
の**本人確認**が必要

団体でチェックイン時の
場合でも**参加者全員分**
の**本人確認**が必要

利用者住所/利用者署名は
参加者各自にて署名が必要

※当日利用者へ渡す
事業者にて記入必須
事業者名と担当者名は、
ゴム印押印でも可

利用者へ同意書を渡された
宿泊/旅行/交通事業者名

上記のご担当者名

発行事業者名は自動印字

クーポンを発行した
宿泊/旅行事業者のご担当者名

旅行事業者がクーポン発行した場合は、
宿泊事業者に送信する前に、予め記入しておく
※ゴム印押印でも可

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 4

＜宿泊・旅行当日＞クーポンお渡し対応について

宿泊事業者

このような場合は？？

① キャンペーン の条件を満たさない利用者がいた場合

- ・「大阪府民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民」のいずれか（大阪府民以外は令和4年1月4日以降対象）では無かった場合
→キャンペーン対象外となる為、**宿泊割引及びクーポンのお渡しは出来ません**
- ・本人確認書類、**ワクチン接種歴等の確認書類**の持参を忘れた場合
→キャンペーン対象外となる為、**宿泊割引及びクーポンのお渡しは出来ません**
※宿泊施設滞在中にご家族などから追って送信いただける場合は、
確認が取れ次第クーポンをお渡しください。
（旅行事業者経由の予約については、旅行事業者が事前に確認済みの為提示は不要）
- ・健康管理チェックシートにて不適の場合
→キャンペーン対象外となる為、**宿泊割引及びクーポンのお渡しは出来ません**
宿泊受け入れの可否については、宿泊施設の規定に基づいてご利用者に伝達の上ご対応ください。
- ・ワクチン未接種または陰性確認が出来ない人（条件を満たさない人）はキャンペーン対象の同行者と同じ旅行に参加可能か？
→感染拡大防止の観点から、条件を満たさない人が同行することは出来ません。**条件を満たさない人が旅行参加を取りやめる**か、またその**グループ全員をキャンペーン対象外**として旅行実施するか、いずれかとなります。（それに伴う取消料、代金変更等は規定通りの収受を行ってください）

※上記の要件にて宿泊される場合、キャンペーン対象外となる為、割引代金ではなくなり差額が発生します。
旅行事業者経由の予約の場合は上記状況が分かり次第、旅行事業者担当者まで連絡をお願いします。

② 旅行事業者からクーポンが届かない

- ・旅行事業者には、宿泊の3日前までに宿泊施設へクーポンを送信する様に伝えていますが、**キャンペーン適用の連絡があったに関わらず**未着の場合は督促をお願いします。

③ 当日フロントでの宿泊申し込みの場合

→宿泊事業者による直接販売は可能。

旅行事業者

【旅行事業者担当者様】

上記「健康管理チェックシートにて不適」の事象等が発生することも想定される為、当該旅行日には可能な限り宿泊施設から連絡が取れる様に緊急連絡先などをお伝え下さい。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者

宿泊事業者

STEP 5

参加同意書を集約

宿泊事業者

【利用者から直接予約の場合】

- ・次項「3. 実績報告及び精算」に記載の手順にて対応ください。

【旅行事業者経由の予約の場合】

- ・回収した全員分の参加同意書（原本）を旅行事業者（販売店）へ返送ください。

※返送日、返送方法、返送期日等については、予め当該旅行事業者と宿泊事業者間にて相互確認下さい。

- ・旅行事業者経由の予約に関しては、全て旅行事業者より事務局への精算申請となります。

旅行事業者

- ・旅行終了後、宿泊事業者（日帰りの場合は旅行代表者など）より参加同意書（全員分／原本）を回収下さい。

※返送日、返送方法、返送期日等については、予め当該旅行事業者と宿泊事業者間にて相互確認下さい。

- ・回収済の参加同意書（原本）を、その他必要書類と同封のうえ事務局へ送付ください。

※次項「3. 実績報告及び精算」に記載の手順にて対応ください。